



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年10月21日(金) 号外(第2号)

目次

	ページ
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	2
教育委員会規則	
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課)	4
○群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(同)	4
○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(同)	5
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(同)	5
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則(同)	5
選挙管理委員会告示	
○群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示	6
人事委員会規則	
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	6
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	6
○群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	7

訓 令

群馬県訓令第十一号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十月二十一日

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県知事 山本 一太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第三十六条第一項中「一月」の下に「(当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成四年群馬県条例第一号。以下「育児休業条例」という。)) 第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、(二週間)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十六条の二第二項中「職員の育児休業等に関する条例」を「育児休業条例」に、「育児休業計画書」を「育児短時間勤務計画書(別記様式第十四号の六の二)」に改める。

第三十六条の三第三項中「第三十六条第四項各号」を「第三十六条第三項各号」に改める。

別記様式第十四号の二の二を削る。
別記様式第十四号の三中

<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
<input type="checkbox"/> 再度の育児休業	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情)	

を

<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。)
<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長

(同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第3条第1項各号に掲げる育児休業を除く。))を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6ヶ月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入)

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで

を

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで

「はじめ、同様事項中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を削る。別記様式第十四号の六の次に次の様式を加える。

別記様式第14号の6の2(規格A4)(第36条の2関係)

育児短時間勤務計画書

(所属長又は人事課長).....様	提出年月日 年 月 日 所 属 職 職 氏 名
職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求を する予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。	
1 請求に係る子	
子 の 氏 名	生年月日 年 月 日生
2 請求者の計画	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備 考	

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

附則
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第三十六条、第三十六条の二第二項、第三十六条の三第三項、別記様式第十四号の三及び別記様式第十四号の六の二の規定は、令和四年十月一日から適用する。

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県公立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の六第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である」を「次に掲げる育児休業をしている」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三條の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三條の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

第四十四条の五第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である」を「第四十三条の六第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業をしている」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四十三条の六第二項第二号及び第四十四条の五第二項第二号の規定は、令和四年十月一日から適用する。

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 教員免許更新制(第九条―第十九条)」を「第四章 削除」に改める。

第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の項を削る。

第三条第一項中「第十五条を除き、」を削り、同項の表一の項下欄(+)及び同表六の項下欄(+)並びに同表備考第三号を削る。

第四条中「第六十五条の十一」を「第六十五条の九」に改める。

第五条第二項を削る。

第六条中「及び第三条の二の表の上欄に掲げる区分に応じて申請をしようとする者」を削る。

第七条第一項第五号の表備考中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第八条の二第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第四章 削除
第九条から第十九条まで 削除
第二十条の表第二十号の三から第二十号の五までに掲げる者の項中「商業」を「商船」に改める。

第二十八条の二を削る。

Table with 4 columns: 授与年月日, 年月日, 所授資格取得年度, 年月日

Table with 4 columns: 記号番号, 第号, 有効期間満了の日, 年月日

別記様式第十六号中「第五号第四項」を「第五号第三項」に改める。

別記様式第十九号から別記様式第二十号の二までを次のように改める。

別記様式第一一九号から別記様式第二〇号の二まで 削除
別記様式第二十五号の二中

Table with 2 columns: 根拠規定, 年月日

群 馬 県 報

に

改める。

別記様式第二十六号中「(有効期間の満了の日 年 月 日)」を削る。
別記様式第三十四号の二を削る。
別記様式第三十五号中「併しへ付」を「又は」に改め、「又は平成19年改正法第2条第6項」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県教育職員免許状に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の群馬県教育職員免許状に関する規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十三号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第一項第十三号の二の規定は、令和四年十月一日から適用する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十五号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「平成四年群馬県条例第一号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第十四条第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である」を「次に掲げる育児休業をしている」に改め、同号に次のように加える。

- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第三号及び第十四条第二項第二号の規定は、令和四年十月一日から適用する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年十月二十一日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十六号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号の八中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第一項第七号の八の規定は、令和四年十月一日から適用する。

選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第六十五号

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十月二十一日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 満

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程(平成六年群馬県選挙管理委員会告示第十八号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式その1備考4中「15,800円」を「16,100円」に改める。
別記第五号様式備考4中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に、「310,500円+262,530円+27円50銭」を「316,250円+270,655円+28円35銭」に改める。
別記第六号様式備考4中「7円51銭」を「7円73銭」に、「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。
別記第七号様式その1(別紙)その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2(別紙)備考2中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に、「310,500円+262,530円+27円50銭」を「316,250円+270,655円+28円35銭」に改め、同様式その3(別紙)備考1中「7円51銭」を「7円73銭」に、「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。
2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の七第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である」を「次に掲げる育児休業をしている」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

第二十九条の五第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である」を「第二十八条の七第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業をしている」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二十八条の七第二項第二号及び第二十九条の五第二項第二号の規定は、令和四年十月一日から適用する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二十四号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(育児休業をすることが特に必要と認められる場合)

第二条の二 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会が定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第三条第二項中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条の二及び第三条の規定は、令和四年十月一日から適用する。

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十一日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十五号

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「平成四年群馬県条例第一号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第十四条第二項第二号中「当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である」を「次に掲げる育児休業をしている」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である育児休業

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第三号及び第十四条第二項第二号の規定は、令和四年十月一日から適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
